

立川北口大通り商店会
規約

立川北口駅前大通り商店会

[名称]

第1条 この会は立川北口駅前大通り商店会と称する。

[事務所]

第2条 この会の事務所は会長宅に置く。

[目的]

第3条 この会は会員相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行うとともに地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、会員の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

[地区]

第4条 この会の地区は北口大通り商店街・緑川通りとする。

[事業]

第5条 この会は第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員のためにする売り出しに関する事業
- (2) 会員およびその従業員の福利厚生に関する事業
- (3) 会員の事業の経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の復及を図るための教育および情報の提供に関する事業
- (4) 会員の事業に係る休日開店または閉店時刻に関する指導
- (5) 会員の従業員の賃金労働時間宿舍等の労働条件の改善に関する事業
- (6) 街路灯等組合員および一般公衆の利便を図るための共同施設の設置および維持管理
- (7) 会員の事業の発展に資するためにする会の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定およびその実施について会員に対する助言
- (8) 会員が建築協定を締結する場合におけるあっせん
- (9) 全各号の事業に附帯する事業

[会員の資格]

第6条 本会の会員たる資格を有する者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会の地区内において小売り商業を営む者
- (2) 会の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 会の地区内において前二号以外の事業を営む者

[会員の加入]

第7条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て会に加入することができる。

- (1) 前項の加入の承諾は理事会において決する
- (2) 本会は第一項の加入金を徴収することができる
- (3) 前項の加入金の額は理事会において定める
- (4) 第二項の規定により理事会の承諾を得た者は加入金全額の払い込みを了したときに会員となる

[組織および役員]

第8条 本会につきの役員をおく

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	若干名
理事	20名以内
会計	2名
監査	2名
相談役	若干名

[役員職務]

- 第9条
- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する
 - (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるとき、あらかじめ会長が定めた順序により会長の職務を代行する
 - (3) 理事は会務を執行する
 - (4) 会計は会計事務を掌る
 - (5) 監査は会計を監査する
 - (6) 名誉会長相談役は会長の諮問に応ずる

[役員選出]

第10条 第八条の役員は総会において選出する。
名誉会長・相談役は総会の承認を得て会長が委嘱する。

[役員任期]

- 第11条
- (1) 役員名誉会長の任期は二年とする。再選も妨げず。
 - (2) 役員に欠員が生じたときにはその都度選出補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

[会議]

- 第12条 総会は定期総会および臨時総会とする。
- 第13条 定期総会は会計年度終了の日より二ヶ月以内に開催する。
- 第14条 (1) 会長は定期総会を招集するとともに必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。
(2) 会員の過半数の希望があるときは臨時総会を招集しなければならない。
(3) 総会の議長は出席した会員のうちから互選する。
(4) 理事会は会長が必要と認めたとき及び理事の過半数より要望があったとき開催する
(5) 理事会の議長は会長をもってこれに充てる。
- 第15条 会議は過半数の出席によって成立する。
議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[会計]

- 第16条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- 第17条 (1) 本会の経費は会費、助成金、寄附金およびその他の収入をもって充てる。
(2) この会の資産は会長が管理する。
(3) 会費については理事会において売場面積等を参考に理事会で決定する。

[予算および決算]

- 第18条 年度の予算および事業計画は、総会の議決を経なければならない。
決算は監査を経て総会に報告しなければならない。

[理事会の議決事項]

- 第19条 この規約で定めるもののほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。
(1) 総会に提出する議案
(2) その他会の運営に関し重要な事項

[規約の変更]

- 第20条 この規約の改正については総会の議決を経なければならない。

[附則]

この規約は平成7年2月24日から施行する。

平成12年度定時総会

第6号議案 規約改訂の件

改訂前

[地区]

第4条 この会の地区は北口大通り商店街・柳通り商店街・緑川通りとする。

改訂後

[地区]

第4条 この会の地区は北口大通り商店街・緑川通りとする。

立川北口駅前大通り商店会 慶弔規程

[目的]

第1条 立川北口駅前大通り商店会は、会員に慶弔または傷病、被災などがあつたときには、本規程によりそれぞれ祝金、見舞金、香典、その他これに代わる物品を贈りその意を表す。

[慶祝]

第2条 会員が叙勲等を受けたとき
祝金 壹万円

[弔慰]

第3条 会員が死亡したとき
香典 壹万円
ただし功績顕著であつたと会長及び副会長が認めたときは、香典のほか花輪もしくは生花を贈ることができる。

[傷病、災害等の見舞]

第4条 (1) 病氣、負傷などの傷病で入院または加療を必要としたとき
(2) 火災その他の災害で被災したとき
見舞金 壹万円

[その他]

第5条 第2条から第4条以外の場合で、理事会が必要と認めたときは状況に応じ、会長、副会長の判断で、上記に準じてそれぞれ贈ることができる。
その場合、事後報告するものとする。

[外部諸団体の慶弔]

第6条 友好諸団体およびそれらの会員の慶弔事について、理事会が必要とみとめたときは、会長、副会長の判断で慣例に従い、祝金、見舞金、香典または花輪、生花などを贈ることができる。
その場合、事後報告するものとする。

[報告]

第7条 会員が前5条に定める事実を知ったときは、速やかに会長、副会長に報告するものとする。

[附則]

この規程は平成7年2月24日から施行する。